

November 2016, No.16-08

IASB Board Meeting Flash — Insurance Contracts 2016年11月に開催された保険契約に関するIASB会議の概要



2016年11月、IASBは以下の論点について審議を行いました。これらは、 新しい保険契約に関する基準書(IFRS第17号)の草案に対し実施され た外部テストの指摘に対応するものです。

- 集約のレベル
- 見積りの変更の認識
- 財務リスクを軽減するために用いられるデリバティブ
- 移行措置
- その他の論点

1. 集約のレベル

不利な契約群に対する損失を認識すべきか否かを決定する目的及び契約上のサービス・マージン(CSM)を測定する目的で、企業は保険契約をグループに集約することとされていました。この契約グループは、当初認識時において、主要な前提の変更に対してキャッシュ・フローの時期や金額が同様に反応し、収益性が類似していると企業が予想する契約群で構成されるとされていました。

しかし、「収益性が類似していること」が要件であるために集約のレベルが非常に細かく契約グループの数が膨大になること、また現行における収益性や契約の業績管理実務と全く異なるグルーピングになりかねない点について批判が寄せられました。

そこでIASBは集約のレベルに関する要件を、以下のとおり修正することを決定しました。

- ポートフォリオの定義は維持する。すなわち、ポートフォリオとは類似のリスクに晒される契約グループであり、単一のプールとしてまとめて管理される。IFRS第17号は個々の商品ライン(例:年金または終身契約)に含まれる契約は類似のリスクを有すると予想され、異なる商品ラインの契約は同一ポートフォリオには含まれないことを示すガイダンスを提供する
- 当初認識時において不利な契約は、不利ではない契約とは区別して識別されなければならない。また、当初認識時において利用可能な情報に基づいて、不利な契約を 集約することができる場合には、それらの契約をまとめて測定することができる
- 当初認識時において不利ではない契約は、2つのグループ(すなわち、不利な契約になり得る重要なリスクがない契約グループと、その他の契約グループ)に分けて測定する。IFRS第17号には以下に関するガイダンスを含める
 - ▶ 見積りの変更に関する企業の内部報告と整合する方法で、グループ内の契約が不利な契約になるリスクを評価する
 - ▶ 契約を不利にするような見積り変更に対する履行キャッシュ・フローの感応度に基づいて、グループ内の契約が不利な契約になるリスクを評価する
 - ▶ 企業はポートフォリオを更に細かく分割することもできる。例えば、企業の内部報告で不利になる契約リスク毎に情報を区別している場合など
- 契約の発行が1年超離れている契約を同一のグループに含めることは禁止される
- CSMの利息計算のために、1年内の期間の加重平均割引率を使用することができる
- 契約グループのCSMは、時の経過に応じて各期に配分される。したがって、CSM は、当期及び予想存続カバー期間にわたり、契約グループの予想デュレーション及 び保有契約量を反映するように、契約単位に基づいて配分される

2. 見積りの修正の認識

実績調整は現在または過去のサービスに関連して純損益に認識されるものとして、また、将来キャッシュ・フローの見積りの変更は将来のサービスに関連してCSMを調整するものとされていました。しかしながら、前者が当てはまらない事例に、将来キャッシュ・フローの見積り修正の要因となる実績調整があります。この場合、実績調整は将来のサービスに関連するものとされ、CSMが調整されることになります。

しかし、実績調整による見積りの変更とその他の変更の区分方法が不明確であり、両者の区分が困難である等のコメントが寄せられたため、IASBは以下のとおり修正することを決定しました。

■ 実績調整が将来キャッシュ・フローの現在価値の見積り修正の直接の原因である場合、 実績調整と将来キャッシュ・フローの現在価値の見積り修正の影響額合計について CSMを調整せずに、純損益で認識する

- 変動手数料アプローチ(VFA)を適用する契約について、基礎となる項目に影響を与えない非金融リスクから生じる実績調整及び将来キャッシュ・フローの現在価値の見積り修正の直接の原因である実績調整について、CSMを調整せずに、純損益で認識する
- 契約グループの将来の権利及び義務に修正を生じさせる場合にのみ、実績調整は将来 キャッシュ・フローの現在価値の見積り修正の直接の原因となる。現在の権利及び義 務のみに係る測定修正は、直接的には実績調整によるものではない

3. 財務リスクを軽減するために用いられるデリバティブ

変動手数料アプローチ(VFA)を適用する契約に組み込まれた金融オプションや保証から生じる財務市場リスクを軽減する目的で、FVTPLで測定されるデリバティブを使用している場合、一定の要件を満たせば、履行キャッシュ・フローに基づいて決定される組込オプションまたは保証の価値の変動を純損益に認識することが認められていました。

しかし、当該規定について、VFAを適用する契約の組込オプションや保証を、デリバティブを使ってヘッジする場合のみではなく、非財務リスクのヘッジやビルディング・ブロック・アプローチ(BBA)を適用する契約についても適用対象とするようにその範囲を拡大すべきであるとのコメントが寄せられました。

IASBは、寄せられたコメントについて検討し、以下のとおり修正することを決定しました。

■ VFAを適用する保険契約からデリバティブを用いて財務リスクを軽減する場合、特定の要件を満たせば、財務リスクの変動による影響をCSMから除外することができる(VFAを適用する保険契約の全ての財務リスクを対象とするように修正する)

4. 移行措置

新しい保険契約に関する基準書(IFRS第17号)を初めて適用する際には、原則として 遡及適用(完全遡及アプローチ)します。遡及適用が実務上不可能な場合には、簡素 化された遡及アプローチを適用し、簡素化された遡及アプローチの適用が実務上不可 能な場合には、公正価値アプローチを適用することになります。

移行措置については、その適用可能性及びコストの観点で困難であるとのコメントが寄せられました。完全遡及アプローチを適用できる契約は非常に限定的であろう(10%未満)こと、簡素化された移行アプローチはデータの制約から簡素化と言えるのかという疑問、公正価値アプローチではCSMが非常に小さくなるという懸念です。

IASBは移行規定について再審議し、完全遡及アプローチの適用が実務上困難である場合に簡素化された移行アプローチの適用を強制するのではなく、完全遡及アプローチの修正を認めるよう、以下のとおり修正することを決定しました。

- 実務上不可能でない限り、企業は保険契約のグループに対して、IFRS第17号をIAS 第8号に従って遡及適用する
- 契約グループを遡及して特定できない契約及び遡及適用が実務上不可能な契約 グループについて、修正遡及アプローチまたは公正価値アプローチの選択が認められる。修正遡及アプローチの適用が実務上不可能な場合、公正価値アプローチを適 用しなければならない

- 修正遡及アプローチの目的は、合理的かつ裏付可能な情報を利用して遡及適用の 結果と同等の結論を得ることである。したがって、企業は特定の修正を行うこと ができるが、修正遡及アプローチの目的に沿った必要最低限の修正としなければ ならない
- 修正遡及アプローチを適用する際、企業は完全遡及アプローチで用いられる情報を 最大限利用するが、過度なコストまたは労力をかけずに入手可能な情報のみを使用 しなければならない
- VFAを適用する契約について、許容される修正を利用して、表示される最も早い期間の期首のCSMを決定する
- 公正価値アプローチのもとでは、修正遡及アプローチで求められる修正と整合する ように、以下が許容または禁止される
 - > 契約がVFAに適格か否か、契約の集約方法、BBAが適用される契約の見積り キャッシュ・フローに対する裁量の影響の決定方法を以下のいずれかの時点 で評価する
 - ⇒ 契約の引受時。契約条件及び当時の市場環境のもとで、企業の決定事項に ついての合理的かつ裏付可能な証拠に基づいて評価する
 - ◇ 表示される最も早い期間の期首
 - 契約の発行が1年超離れている契約を同一のグループに含めることは禁止されない
 - ▶ 以下について、表示される最も早い期間の期首の割引率を使用することができる
 - ◆ BBAが適用される契約グループの利息計上及びCSMの調整
 - → 無配当契約について保険金融収益または費用を純損益と、その他の包括利益に分解して表示する会計方針を採用する場合、金融収益及び費用の決定

上記の他、開示規定についても決定されています。

5. その他の論点

IASBは、前述の論点のほか、過去の暫定決定からの変更または明確化のための決定も行っています。詳細については、<u>November 2016 IASB staff paper 2G</u>、<u>IFRS Newsletter: Insurance, Issue 56, November 2016</u>を参照してください。

6. 適用日

IASBは、適用日を以下のとおりとすることを決定しました。

- IFRS第17号は2021年1月1日以降開始する事業年度より適用される
- 早期適用は可能だが、早期適用する場合にはIFRS第9号及びIFRS第15号を同時適用 しなければならない

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人 IFRSアドバイザリー室 ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではあ りません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降 においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロ フェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2016 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.